

# 平成29年度

## 第2回草津市子ども・子育て会議 会議録

### ■日時：

平成29年9月28日（木曜）午後2時00分～午後4時10分

### ■場所：

アミカホール 2階 研修室

### ■出席委員：

神部委員長、奈良副委員長、相澤委員、井上委員、上田委員、大村委員、國松委員、柴田委員、田中委員、糠塚委員、樋笠委員、堀江委員、八幡委員、横江委員、吉田委員

### ■欠席委員：

田内委員、高木委員、竹島委員、土田委員、中村委員

### ■事務局：

望月子ども家庭部長、居川子ども家庭部副部長、辻子ども家庭課長、宮嶋幼児課長、前田幼児課参事、家田幼児課専門員、柳原幼児課専門員、古川健康増進課参事、太田地域保健課長、高岡子ども子育て推進課長、岩城子ども子育て推進課参事、山岡子ども子育て推進課専門員、門田子ども子育て推進課専門員、山口子ども子育て推進課主事

### ■傍聴者：

0名

## 1. 開会

---

### 【望月子ども家庭部長】

本日は、平成29年度第2回子ども・子育て会議を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから本市の児童福祉行政をはじめ、市政全般にわたりまして御支援・御協力を賜っておりますことを、心から厚くお礼申し上げます。

さて、7月に開催させていただきました第1回の会議におきましては、草津市子ども・子育て支援事業計画の平成28年度実績および平成29年度実施予定、また、本年度の主要事業の実施概要について御審議・御意見をいただいたところでございます。

本日は、本年度が本事業計画の中間年に当たることから、子どもの人口の推移や、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ、事業の進捗状況を踏まえまして、量の見込みと確保方策および数値目標の見直しを行う必要がございます。

詳細につきましては、後ほど担当から御説明させていただきますが、本日の会議におきましては、作成いたしました見直し案を中心に、御審議・御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（諮問）

---

<望月部長から諮問書を朗読のうえ、委員長へ手渡す。>

## 3. 議事

---

### （1）草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに係る方針について

#### 【委員長】

まず1つ目の議事である、草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにかかる方針について、審議をしていきたいと思っております。

草津市子ども・子育て支援事業計画では、計画期間の中間年を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行うことと定められています。

このことから、市において計画の中間見直しに係る方針を定めましたので、事務局から説明をよろしくをお願いします。

#### 【事務局】

<資料1-1、1-2、草津市子ども・子育て支援事業計画について説明>

#### 【委員長】

まずは、中間見直しにかかる方針ということで、最初に立てた計画と現状が10%以上離れているものに関しては見直し、10%以内のものでも必要があれば見直していくということで、それを整理しながら、これから残り2年の目標値を事務局で提案してもらい、適切かどうかということをお我々が1つ1つ確認しながら審議を進めていくということになると思っております。何か御質問等がございましたらお願いいたします。

大体、方針は御理解いただけたでしょうか。審議の中でわからないところがあれば、事務局から補足していただきながら議事を進めていこうと思っております。

### （2）重点的な取組（法定必須記載事項）の見直しについて

#### 【委員長】

まず、見直しについて審議する前に、平成28年度における量の見込みの計画値と実績値の乖離状況、つまり、計画値と実績値がどれだけ離れているかということになりますが、そのことについて事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

<資料2-1について説明>

**【委員長】**

これまでの計画値と実績値の乖離の状況について、御説明いただきましたが、ほとんど見直しということですね。なぜ、見直しが必要であるのかということについても丁寧に御説明いただきましたが、何か御質問はございますか。

**【A委員】**

単に数字だけで乖離のことを論議するのではなく、事業の傾向とか、目標の設定の仕方が悪かったとか、そういうところを論議しないといけないのではないのでしょうか。数値が離れているからその事業を見直すという問題ではないと思います。

また、全て10%という基準を用いていますが、10%に収まっていたら、目標としてよいのかという話になると思います。例えば、待機児童についてはゼロにしましょうと言いながら、5%だからよい、10%だからよいということになるのでしょうか。

**【委員長】**

自治体としては、まずは国の基準に沿って見直す・見直さないという判断をして、見直すにしてもどのようにやっていくのかという検討をしていかざるを得ないので、草津市の子育ての状況がよりよいものになるように、皆様で知恵を絞っていただけたらと思います。

**【事務局】**

目標値の設定方法が悪かったということもございますので、悪いままいくのではなくて、ここで一旦見直しなさいというのが国の方針の趣旨だと思います。

また、10%という数字が10%でいいのかと言われると、内容によってはいけないところもあると思います。例えば、待機児童の話をしてしますと、保育所は定員の20%まで弾力運用で受け入れられるという基準がありますので、定員ベースで目標値を設定していたら、仮に目標値を超えたとしても、弾力運用で受け入れられるのではないかなというのが、10%ぐらいと国が設定した理由かなと想像しますが、なぜ、10%にしたのかということは承知しておりません。

**【A委員】**

これはあくまでも国の判定基準ということですか。

**【事務局】**

はい。

**【B委員】**

今回の見直しは、平成28年度の数値を見直すのですか。それとも、見直して平成29年度の数値に反映するのですか。

**【事務局】**

国が示す基準は平成28年度の数値を基準に10%の乖離があるかないかで、見直す数値は平成30年度と平成31年度のものになります。

**【委員長】**

残りの2年間で、どういう目標でやっていくのかということですね。

見直しの細かい部分というのは、資料2-3に載っていますので、その説明の際にいろいろと御意見を伺えたらと思います。

今回の見直しの1つの基準になるのが人口推計です。平成25年度における草津市の人口に沿って計画を作成しているわけですから、そこから3年経って人口も変わっていますし、その内訳も変わってきているということなので、それに基づいて新たに目標を設定し直さなければならないこととなります。

そこで、資料2-2に人口推計をまとめていただいていますので、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

<資料2-2について説明>

**【委員長】**

大まかに言えば、就学前人口が予想よりもかなり減少してきている。一方で、小学生人口が予想したよりも若干増加傾向にある。就学前の事業や小学校の児童に関わる事業については、こうした人口動向というものを反映させながら、目標の見直しを凶らないといけないということですね。

また、就学前人口が減ってきていて、この流れでいくと、何年か経つと彼らが小学生になるわけですから、すぐに小学生人口も減っていくといった影響があるかもしれません。

この資料2-2の人口の動向という部分を頭に入れていただきながら、具体的な目標値について事務局から説明をいただいて、それに対して、皆様の御意見を伺えたらと思います。

続いて、重点的な取り組みである就学前の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の各事業における量の見込みおよび確保方策の見直しについて説明に入りたいと思います。全16ページのうち、4ページずつ説明をしていただいて、委員の皆様のそれぞれの立場から御意見を伺えたらと思います。

では、1ページから4ページまでの説明をお願いします。

**【事務局】**

<資料2-3（1～4ページ）について説明>

**【委員長】**

1ページから4ページに関しては、検討中がほとんどです。次回、細かい数値が出てくるとは思うのですが、先ほどの人口の動向等も含めて、例えば、保育所や幼稚園、あるいは、地域の子育て支援といったものを残り2年でどのような考え方のもとに目標設定をしていくのか。そのようなことについて、いろいろな立場からの御意見をお伺いしたいのですが、関係している方々から、これからどのように考えていくべきなのかということ、現場の状況も含めて、御意見を伺いたいと思います。

**【C委員】**

全国的には、子どもの数が増えるというよりも就労する母親が増える見込みです。現在の就業率は全国で73%ぐらいと言われてはいますが、国としては80%を目指していらっしゃると思います。小さい子どもを預けられる母親が増えるという意味で、今後も待機児童という問題は継続されるであろうと言われています。

そのことを考えた上で、草津市の人口推移を拝見したときに、予定よりも就学前人口が若干下がっているということですが、現場としても働く母親が増えてきているということは感じています。草津市において就労されている母親がどのくらいの割合なのかはわかりませんが、全国とそんなに大きく変わることはないと思いますので、そこをベースにして考えていただければいいのではないかなと思います。

また、母親の働き方につきましても、フルタイムで働かれているというよりは、子どもが小学校から帰ってくる時間、大体3時から3時半くらいまでの時間を目安に、パートを考えていらっしゃる母親がよく見られますので、そういうことも基準にして考えていただいたらどうかと思います。

**【委員長】**

草津市の女性の就業率は調べていますか。

**【事務局】**

国の女性就業率80%の部分は25歳から44歳の女性が対象となっておりまして、子どもが生まれたときに就業率が下がる年齢とされています。平成27年の国勢調査によると、全国では71.6%、草津市では65.6%となっており、国と比較しますと91.6%ぐらいの数値となっております。

子どもの人口は平成28年度をピークに減っていくのですが、働く方が増えて、保育所に預ける子どもの数は減らないのではないかと想定しており、子どもの数と女性の就業率をふまえて、どのようにニーズが推移するのかということを詰めるために、もう少し時間をいただきたいということで、今回の資料では検討中ということになっております。

**【委員長】**

保育認定については、女性の就業率の上昇ということも含めて考えていく、その一方で、幼稚園の定員や動向については、いかがでしょうか。

**【副委員長】**

経営的に幼稚園はしんどくなっていきますね。保育園を選択される方が確実に増えていると思います。子どもの大事な時期に子どもに寄り添って暮らしたいという家庭と、いろいろ経済的に大変だということと働かざるを得ない家庭の2極に分かれていくのかなというように思います。

今から40数年前のことですが、夏休みになって、母親がものすごく夏休みを喜びまして、どうしてかと思いましたが、「久しぶりに子どもとたっぷり毎日過ごせるなんてうれしいですわ。」と言って子どもと手をつないで帰っていった母親が2人いました。後にも先にも、そういう姿に感動したことはないです。それから、「先生、夏休みって何のためにあるのですか。」なんていう質問をされるようになって、随分世の中変わったなと思いますね。

このような子ども・子育て会議で話すべきではないのかもしれませんが、少子化の時代の中で、わずかしか生まれてこない子どもをどのような子どもにするかということも市は考えないといけないと思っています。

息子から殴られた、暴行を受けたという高齢者のこともいろいろ情報として入ってしまっていて、母親とその息子が私を尋ねて来まして、私の目の前で母親を殴ったのです。母親は「こんな仕打ちを受けるためにこれまで子育ての苦勞をしたわけではない」と喚くし、息子は「あんたの世話になった覚えはない」と言うのですよ。そのことは生涯忘れないだろうと思います。

だから、市がこういう子育てのプランを考える際は、どのような子に育てていくのかを考えないといけないのではないかと思います。

**【委員長】**

いま、審議をしているのは親の問題ですが、この子ども・子育て計画の主役である子どもについて、どう育てたいのかということを議論したいと思っています。私が一番関心があるのは「草津っ子」のあたりで、子どもをみんなはどう育てていくのかという部分です。「草津市はこんなに頑張っていますよ、こういうことをやっていますよ。」ということ、数値目標の設定が終了して余裕がある部分で報告していただいて、皆さんからいろいろ御意見をいただける時間が取れたらいいなと思っています。

**【D委員】**

先ほど、いろいろな施設の定員の話が出てきましたが、この収容定員に対して、弾力的運用で受け入れ可能ということでしたが、実際にそういう定員を超えて受け入れているところはどれくらいあるのか。

それから、定員を超えて受け入れた場合に、教育者、保育者、その辺の手当てはどうしているのか。今日の説明の中でも、質の高い教育・保育という説明がありましたが、定員を超えて受け入れた場合はそれが低下することがあるのか。

今までの数値目標の中には、施設の数とかはありましたが、実際に携わっている人の確保ということに関してほとんど話が出ていなかったと思いますので、その2つについてお聞きしたい。

**【事務局】**

定員が設定されていますので、その中で受け入れをさせていただいて保育をするのが本来だとは思いますが、待機児童に対応するために国からは20%という基準がございます。ただ、子ども一人当たり何㎡という基準がありますので、そのような施設の基準を満たしたうえで、また、子ども一人当たりの保育士の人数というのが決まっておりますので、それを満たしたうえで弾力運用によって受け入れをしても構わないとなっております。

昨年度は、公立と私立を合わせまして3,200人ぐらいの総定員がありまして、それに対して、実績が3,400人ぐらいですので、200人ぐらいの弾力運用をさせていただいています。すべての園で弾力運用をしているわけではございませんので、全体で申しますと、7%ぐらいの子どもを弾力的に受け入れて、待機児童対策をさせていただいているのが現状でございます。

**【D委員】**

平均して7%ということは人口が増えている地域だとそれが10%を超えるとか、10%に近いというところもあるわけですか。

**【事務局】**

保育所は第1希望から第3希望までお書きいただいて、その中で入所調整をしております。たくさんの方が御希望される園もございますので、7%を超えているところもあるのが現状でございます。

**【D委員】**

定員を超えて受け入れた場合に、保育士さんの労働過重になるというようなことはないのですか。

**【事務局】**

例えば、0歳児は3対1ということで、保育士一人当たり子どもは3人までということが決まっております。そのため、必要な数の保育士を確保できなければ受け入れることができません。きちんと保育士も確保をするということが条件で受け入れをさせていただいているのが現状でございます。

**【A委員】**

先ほどの人口推移の資料を見たら、就学前の人口は2、3年ほど前からほとんど頭打ちになっていまずよね。それに対して、資料2-3の1ページ目の実績値はずっと増えています。これを見ると、人口以外の理由で、大きくは母親が働いているという理由で保育の需要が増えてきているというのは、数年前からわかっていたことではないでしょうか。それなのに、その対策を早めに講じていないようなイメージですが、これからどのように定員を増やすのでしょうか。新しい施設を建てていくような方策というのは何かあるのですか。

**【事務局】**

この子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方としましては、先ほどから説明しております弾力運用は、この中に含んではいけないとなっています。定員が需要量を上回る計画にする必要がありますので、今回はまだ検討中でございますけれども、この需要量を固めたら、それに対する確保方策、つまり、施設整備や定員を増加させる対応について一緒に考えていかなければならないということで、施設を増築して定員を増やすとか、新しい保育所を建てるとか、そういうことが確保方策の内容となります。

**【A委員】**

何か新しく建てましょうとか、定員を増やしましょうとかいう対策は、半年とかそれぐらいの期間でできるものですか。例えば、1年以内に100人や200人の定員を増やしましょうと計画したら、簡単にできるものですか。

**【事務局】**

その規模にもよると思いますが、それなりに時間はかかります。例えば、200人定員の保育所というところとすごく大きい保育所になりますので、なかなか1年で完成するというのは難しいところです。

**【A委員】**

量の見込みについて、ある程度こうなるでしょうということはずいぶん見込みを立てられるかもしれませんが、確保方策については、見込みを立てても方策がなかったら実現しませんよね。平成30年度、平成31年度はもうすぐなので、その辺はどう考えておられるのかなと思います。

**【事務局】**

量の見込みとともに確保方策、つまり、整備のところも同時に上げていかないとはいけません。そのためにも、もう少し検討の時間をいただきたいということで、今日は一部検討中という資料になっております。

**【A委員】**

草津市のホームページを見ると、各施設の空き状況が掲載されていますよね。9月20日現在の認可保育施設の空きがあるところの情報が出てくるのですが、これを見るとほとんど空きがない状態です。定員を少し増やしたら受け入れができますと説明されていますが、素人が見てこれほどに空きがなかったら、ほとんど行けるところがないようなイメージですが、空きがない状態であっても、定員を超えてそこへ入れますというような対応をしているのですか。

**【事務局】**

公立、私立を含めた各施設に対して、弾力運用も含めて受け入れるように市が調整をし、4月1日における待機児童ゼロを目指しています。

ただ、4月1日の時点で定員がいっぱいになった場合、例えば、転入されたり、あるいは、0歳の子どもを預けないといけない方がいらっしゃった場合に、対応できないこととなります。ここ2、3年は4月1日の時点で待機児童はゼロとなっていますが、その年度途中、また、年度末にはかなりの人数の待機児童がいらっしゃいます。

**【A委員】**

ということは、数値上はつじつまが合っているけれども、受け入れ体制が整っていないという実態があるということですか。

### 【事務局】

行政の経営的な話になりますが、全国的には子どもの数は減っていくような状況がございまして、先ほどの資料を見ていただくと、草津市でももうピークは来ており、このあと転出入などがあるかもしれませんが、ここから子どもの人口が増えてくるということは想定できません。また、働く方が増えていくことによって、保育需要がそれほど落ちないという予測の中でも、20年後に子どもが増えていないことはわかりきっていますので、そういった施設を建て過ぎることは行政経営的にも、地域としても好ましくないのです。慎重に行う必要があります。

### 【副委員長】

他の地域から転入されて、草津市で暮らし始めて、もう1人産みたいな、子どもが欲しいなという母親が増えてきたと思います。ですから、施設が余るからと言って、そんなに悲観することはない。こういうまちで暮らすのだったら、1人でなくてもう1人とか、さらにもう1人という母親はいらっしゃる。だから、そのところはあまり悲観的に考えないで、良いまちにしたら何とかかなと思います。

良いまちにするためには、どのような子どもが育ってほしいかというロマンをもっているまちづくりというか、そういうビジョンを掲げることが大切だと思います。ですから、これに終始するのではなく、もっと対話を増やしたりすることも重要だと思います。人間も生き物ですから、感じが良いまちに住んだら、人生観も変わってくるし、子ども観も変わってくるということに私は期待しています。

### 【委員長】

この部分に関しては、検討中ということで、次回に数値が出てきたときに変わってくる可能性もありますので、一旦、質疑を止めさせていただきます。事務局については、ここまで出てきた意見をふまえて検討をよろしくお願いいたします。

引き続き、5ページから4ページ分の説明をお願いします。

### 【事務局】

<資料2-3（5～8ページ）について説明>

### 【委員長】

この部分も確定というものが少ないですが、この中で、学童のことに関して、現場の方向性のようなお考えがあれば、ぜひお聞かせいただきたいのですけれども。

### 【B委員】

需要が増えているということは確実に言えると思うのですが、問題は地域ごとの格差がありまして、学区ごとに多い・少ない、あるいは、入れる・入れないという問題が一番多いと思っております。

市の児童育成クラブ以外にも民施設を作っていただいておりますが、民施設への誘導がうまくいっていないのか、民施設には、まだ空きがあるような状況で推移している学区がございまして、その辺の調整をもう少しスムーズにできないのかと考えております。

小学校の敷地内に新しく建物を建てるということが非常に難しいので、小規模な学童保育所を点々と建てていくというやり方は、柔軟に対応できてよいと思います。また、小規模な学童保育所を建てることについての市民の皆さんへの広報や意識の持ってもらい方が1つのポイントになってくるのではないかと思います。

**【委員長】**

国では、学校の敷地の中に学童を作って、放課後子供教室と一体型にするといっていますが、なかなか難しいですね。

**【B委員】**

小学校に近いところに学童を作って対応をされているところがありますが。

**【委員長】**

小学校の受け入れ体制も含めていろいろなところで問題があるみたいですね。数だけの問題じゃなく、これからは質の問題も含めて考えないといけないと思います。

他に、時間外保育と一時預かり保育について何か御質問、御意見があればお願いします。

**【D委員】**

時間外保育事業の実績値の伸び幅がかなり大きい。平成26年度から平成27年度、平成28年度になると実績値が前年の3割から4割ほどの伸びを示している。他の項目では見当たらないぐらい実績値が伸びていまして、働き方の多様化が1つの要因ではないかと思うのですが、これに対しては何か特別な解釈をしておられますか。

**【事務局】**

平成27年度から平成28年度にかけて、3つの新しい保育園が開設していますので、その点が大きい要因であると思います。また、多様な保育ニーズということで、時間外保育を御希望されている方が多くなっているというのが現状だと思います。

**【D委員】**

保育園を3つ開設して人数が増えたということであれば、潜在的需要がもっと高いのではないのでしょうか、その辺はどう解釈しておられますか。

**【事務局】**

最初に説明がございましたように、平成25年度にニーズ調査を実施しまして、延長保育をどれぐらいの方が利用するのかということで、現状の数値である平成26年度の数値から、必要とされている方の伸びを見込んで、毎年同じ率で上がるように計画値は策定しておりました。

ただ、現状としまして、保育所の定員の確保を行っていること、また、保護者の延長保育への需要の伸び、つまり、保育ニーズの高まりということが影響して、差異が出ているというように認識しております。

**【D委員】**

このように、人口の推移だけでは推測できない数値がこれからもっと増えてくる可能性があると思いますので、そのようなものは算出の根拠をいろいろと考えてほしいと思います。画一的に人口の動態だけをベースに考えるのではなくて、働き方の多様化がこれからもっと進むと考えられるとしたら、時間外保育の重要性がもっと増すのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

**【委員長】**

他になければ、次の説明に進ませさせていただきます。

9ページからの説明をお願いします。

**【事務局】**

<資料2-3（9～12ページ）について説明>

**【委員長】**

12ページまで説明していただきましたが、ここまでで何か御質問はございますか。

**【E委員】**

病児保育のページで、今年から「陽だまり」が開設しましたが、そこを利用している母親からの意見が出ています。病児保育は、子どもが熱を出して初めて使うことになるので、急遽熱が出て、慌てて市役所に登録に行って、その後、もう一度病院から書類をもらって、翌日までに5枚の書類を提出してくださいと言われて、次の日休めることとなります。しかし、熱を出している子どもを連れて病院に二度行ったり、書類をたくさん書いたりという作業がすごく大変で、使うのをやめてしまうことがあります。

その噂が広まって、「そんなに大変だったらもういいか」というような感じもありますので、単純に利用者数が伸びてなかったから減らすというのではなく、増えなかった原因をもう少し調べてもらいたいです。また、働いている母親には、病気になってから病児保育の申し込みをしたら絶対に間に合わないで、働き始めるときに登録をしてくださいといったことを事前にお知らせしてあげるとよいと思いますので、そのあたりをふまえて数値の見直し方を考えてもらえればよいかと思います。

**【事務局】**

「陽だまり」という施設は草津総合病院内に新しくこの4月から開設した病児保育室になっております。新しく開設しましたので、周知を何度か行っているのですが、恐らく手続的なことも含めて、行き渡らないことがあるというように思っています。

年度末には、保育所等の施設を通じて、手続の案内を配らせていただいておりますが、この事業はセーフティーネット的な性格あり、とりあえず登録していただいて、利用するときにすぐ利用できるような手順になるように思っていますので、今の御意見をふまえて、周知活動について工夫をしていきたいと思っております。

また、一番悩ましいところが利用の時期が重なるところになりまして、定員は各施設とも4人になっておりますが、インフルエンザが流行るとすぐいっぱいになってしまうことがあります。そこが一番悩ましいところではあります。

**【委員長】**

残り4ページなので、全部説明してもらってから全体を通して御質問をしていただきます。

残りのページの説明をお願いします。

**【事務局】**

<資料2-3 (13~16ページ) について説明>

**【委員長】**

ここまで一通り説明をしていただいたわけですが、全体を通してでも構いませんので、御質問等があればお願いします。

**【F委員】**

10ページのショートステイのところ、こちらは障害児かそうでないかに関わらない計画値の人数になっていると思うのですが、計画の人数を平成29年度から増やしていただいているように思います。実際、障害を持つ子どもが日常どのような生活をしているかということ想像していただきながら、お聞きいただきたいのですが、障害を持つ家庭でも働かないといけない母親が同じように増えていて、そのような中で、昼夜逆転を障害の特性として持っている子どもたちは、いざ母親が病気等の理由により、

子どもを家庭で養育できないときに、ショートステイで預けられる公の施設が草津市にはありません。事業内容に記載されている24時間対応の認可外保育施設の2カ所というのも具体的にわかりますが、そこでそのような対応ができないということも聞いていて、どのような理由から計画の数値を増やされたのか。そういう障害児に対して、どのような対応を草津市として考えていただいているのかということ伺いたいです。

**【事務局】**

短期入所生活援助（ショートステイ事業）と夜間養護（トワイライトステイ事業）につきましては、保護者の入院や出張等の仕事の都合により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となる場合に、児童養護施設等において子どもを預かることで、保護者等の負担軽減と子どもの健全育成、また、養育に資するという目的で実施しております。

ショートステイにつきましては、保護者の疾病、または、出産・事故や冠婚葬祭、それ以外にも看護・介護をするなど、家庭において一時的に養育が困難となる児童を、市が指定する施設において必要な養育を行うことを目的に実施をしているものでございます。

トワイライトステイにつきましては、緊急の場合で保護者が児童を一時的に養育することが困難になった場合、市が必要性を認めた中で、平日の夜間や休日に児童を養育保護可能な施設に一時的に保護するということとなります。

**【事務局】**

ただいまのショートステイ・トワイライトステイに関しての質問ですが、申し訳ございませんが、本日担当課が出席しておりませんので、次回までに整理をして、必要に応じて担当課を出席させて御説明させていただきたいと思っております。

**【委員長】**

これはとても大切なことなので、次回お答えをお願いしたいと思います。

4ページの地域子育て支援拠点事業について、平成30年度に記載されている（仮称）市民総合交流センターというのは、西友跡地のことでしょうか。

**【事務局】**

見直し前のところで平成30年度に（仮称）市民総合交流センターで22,909人の確保方策があり、これは従前の計画の数値ですが、平成30年度、平成31年度において、83,469人の定員に対応できるということになっていました。しかし、当初の計画では（仮称）市民総合交流センターは平成30年度から利用を開始するという予定となっていました。それがずれ込んでおまして、現在の計画では平成31年度の秋にオープンという計画になっておりますので、ここも見直さないといけないということになります。

**【委員長】**

そのような理由で見直すということですね。

**【事務局】**

南草津駅前にもこのような子育て支援拠点施設を整備する予定ですので、そこも合わせてこの数値に入れ込んでいけないといけないということになります。

**【委員長】**

必要な人に必要な情報が行き届かず、潜在的な利用者がいるのに利用されていない結果がこの数値だとすれば、計画値と実績値に乖離があるから目標値を下げるのではなくて、目標値に達するように必要な人たちにいろいろな方法で啓発とか情報発信していくという視点も考えていただきたいです。

むしろ、もっと利用者があってもいいような気がするので、今後目標を設定して実施していくときに、それを目標として置いているのであれば、それに近づける努力としていろいろな対策を講じていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**【事務局】**

この利用者数が減少している1つの要因というのは、ここに記載している施設については、未就園児の交流の場所、日中に行っていただく場所になっておりますので、保育施設の整備を進めている関係で、そこに行かず、保育所に預けて働かれるということもあり、利用者が減っていることが考えられると現場から聞いております。

しかし、御意見の趣旨である、低い実績だったから目標を低くするのではなくて、もう少し高い目標を持って取り組みを進める必要があるということも考えていきたいと思います。

**【G委員】**

児童育成クラブや放課後子供教室のことですが、放課後デイサービスを利用しており、先日、「放課後子供教室などの利用を考えていますか」という内容のアンケートが届きました。一緒に生活ができればいいかなとは思いますが、本当にそのような施設を増やしていこうと思われているのかどうかはわからない内容でした。もちろん、放課後デイサービスも入れなくて、いろいろな施設に行っている方もいらっしゃいます。小学校の支援クラスにいらっしゃる子どもは、比較的児童育成クラブ等に行きやすいと思いますが、養護学校に通っている子どもはほぼ無理だと思います。このことは、障害福祉にも関わる内容になると思うのですが、そのことに可能性を見出してくれるようなシステムが出来上がってくると親としてはすごくうれしく思いますので、今後児童育成クラブ等を増やしていくのであれば、同じように一緒に生活ができる施設のことも少し考えていただけるといいと思います。行けるのであれば行かせたいという親の気持ちももちろんありますので、そのことも合わせて、数を増やすとともに質も向上するという方向性で考えていただければいいかなと思います。

**【事務局】**

放課後児童育成クラブの窓口では、障害児の親からも利用したいという希望もいただいておりますが、その障害の程度によって、こちらで受け入れできない場合があったり、あるいは、支援員の加配の対応をしないといけないという場合がございます、課題は多いのですが、質の部分については、我々も高めたいと思っておりますので、その方向性で考えたいと思います。

また、保育事業と同じで、この放課後児童育成クラブについても需要が伸びているところですので、すぐに質を抜本的に改善するという事は難しいものがありますが、方向性は十分理解しておりますので検討したいと思っております。

**【委員長】**

草津市は、学童において障害を持つ子どもの受け入れはしているのですか。

**【事務局】**

受け入れております。重度の方は受け入れていないのですが。

**【委員長】**

学童でそのような障害を持った子どもを受け入れることで、いろいろな問題やトラブルがあり、全国的にも後ろ向きのところがとても多い。そういったことも考えていかなければいけないので、量と質の両面からやっていかない限りは本当の意味での豊かな子育て環境はできないわけです。本日出てきたこのような意見は次期の子ども・子育て計画にも当然関わってくる話なので、十分に検討していただけたらと思います。

**【委員長】**

さて、そろそろ時間になりましたが、次回の第3回目の会議は答申書案と計画書案の審議を予定しておりましたが、確定した見直しの数値をきちんと見せていただいた上で、答申書案を見せていただかないと、我々の責任問題になってしまいますので、答申書案の審議を行うまでに、可能ならば、もう一度会議を持ってもらって、事務局としての見直しの数値案を見せていただけるように検討していただけますでしょうか。

**【事務局】**

今年度の会議の予定につきましては、今日が第2回目の会議で、第3回目の会議を11月に実施して、2月か3月に第4回目の会議を実施する予定としておりましたが、4回の予定を5回に変更させていただき、一度、見直しの数値の部分について議論をしていただく会議を設けさせていただく方向で考えていきたいと思っています。

**【委員長】**

では、また日程調整をよろしくお願いします。

計画はこれで終わるわけではなく次の計画がありますので、数値だけの問題ではなく、質的なことも含めて、いろいろと御意見を伺えたらと思います。

## 4. 閉会

---

**【居川子ども家庭部副部長】**

本日は長時間にわたり、大変熱心な、また、前向きな御検討をいただき、誠にありがとうございました。本日は諮問をさせていただいたということで、引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

また、今回の資料でございますが、修正事項や検討中の事項があり、不十分な内容で御審議をいただいたことについて、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

先ほど委員長から御提案いただきましたように、数値について十分検討できていなかった部分もございます。また、審議の中で出ておりましたように、この計画の基本理念である「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」の部分に関しても、話し合う場が必要ではないかという御提案をいただきましたので、そのことも含めて、次回に向けて検討させていただきます。委員の皆様方には、大変忙しいところ無理を申し上げますが、草津の子どもたちのために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。